重点支援地方交付金の活用(物価高騰に対する 医療機関への支援)に関する申し入れ

令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、「重点支援地方交付金」を追加する旨が盛り込まれた。

岸田内閣総理大臣からは、当該交付金について、地域の実情に応じてきめ細かく生活者や事業者を支援できるよう、0.5兆円追加する旨発言があったところである。

しかしながら、厚生労働省から発出された事務連絡及び質疑応答では、都道府県及び市町村に対し、根拠が不明瞭な数値を示し、その水準で当該交付金を活用した補助事業の実施を求めている。

こうした事務連絡により、「重点支援地方交付金」の活用に関して 地方の裁量が制限され、具体的な予算額の決定に支障を来しかねな い状況となっている。

ついては、地域の実情に応じてきめ細かく事業者を支援するため、 当該交付金の活用に関する地方の裁量を尊重するよう強く求める。

なお、一定の水準による全国一律の対策を必要とするのであれば、 全額国庫による補助制度の創設等、国において、当該交付金以外での 取組を検討いただきたい。

令和5年11月27日

全国知事会 社会保障常任委員会委員長 福島県知事 内堀 雅雄